

鹿屋市ブロック塀等安全対策事業概要

1 目的

平成28年の熊本地震や平成30年6月に発生した大阪北部地震において、ブロック塀等が倒壊し、死傷者が出るなど大きな被害が発生した。

このようなことから、地震等の発生におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による通行人等への被害の防止を図り、安全安心なまちづくりを進めることを目的に事業を実施する。

2 事業概要

道路沿いの危険ブロック塀等を解体撤去及び改修する者に対して、それらに要する経費の一部を補助する。

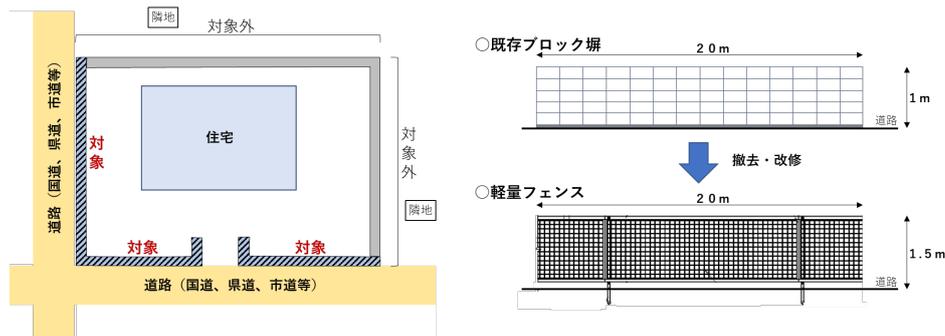
- ・対象：市道等に面している高さ80cm以上で、耐震診断により1項目以上の不適合があるもの
- ・補助率：撤去及び改修費用の1/2
- ・上限額：200千円

3 補助対象事業

- ・ブロック塀等のすべてを撤去する工事
- ・ブロック塀等の一部を撤去し道路面からの高さを60cm以下に減ずる工事
- ・撤去したブロック塀等の代替えとして、安全な工作物等を設置する工事

〔補助対象工事の参考例〕

(既存ブロック塀(高さ1m×延長20m)を撤去し、軽量フェンス(高さ1.5m×延長20m)を設置する場合)



○概算工事費(補助対象経費)

- ・ブロック塀撤去、処分費 $20\text{ m}^2 \times 5\text{ 千円}/\text{m}^2 = 100\text{ 千円}$
- ・軽量フェンス設置費 $20\text{ m} \times 15\text{ 千円}/\text{m} = 300\text{ 千円}$
- ・諸経費 $400\text{ 千円} \times 20\% = 80\text{ 千円}$ **計480千円**

○補助金額

- ・補助対象経費480千円×1/2=240千円 → **200千円/件**